

令和元年度 木造住宅の「無料耐震診断」「耐震化工事」補助制度

無料耐震診断

診断内容

耐震精密診断が**無料**で受けられます。(対象となる住宅は以下のとおり)

[1] 耐震診断の対象となる住宅(次のいずれにも該当するもの)

- ① 木造在来工法で建築された住宅
(ツーバイフォーや伝統的工法によるもの、また部分的に鉄骨造等は対象外)
- ② 昭和56年5月31日以前に着工され、以降増改築をしていない
- ③ 個人が所有する住宅(※)
※長屋や共同住宅は対象外
※店舗等併用住宅の場合、店舗等床面積が延床面積の1/2未満であること

[2] 診断内容

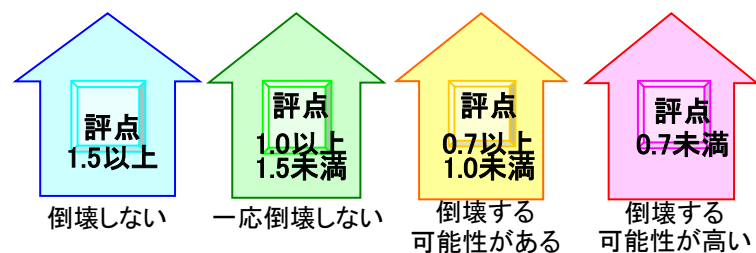
- ① 市が派遣する診断士が精密診断を行い、耐震性能を判定(点数で明示)します
- ② 診断の結果、補強が必要と判定された場合、その工事方法等について診断士より提案、助言を行います。これに基づき補強工事を検討ください(改めて工務店等に相談ください)

診断結果について

耐震診断士が建物の耐震性能を数値であらわしたものの「評点」といいます。
この評点が1.0未満の建物は、大きな地震の際に倒壊する可能性があるといわれています。

上部構造評点

$$\frac{\text{現に住宅が保有している耐力(保有耐力)}}{\text{大地震動に対し住宅が求められる耐力(必要耐力)}} = 1.0 \text{ 以上}$$



耐震補強(もしくは建替え)工事への補助

[1] 補助要件

- ① 精密診断の結果が総合評点**1.0**未満の木造住宅で、補強工事を行うことにより「総合評点が**0.7**以上」となり、かつ「工事前の評点を上回る」工事を実施する場合
- ② 昭和56年5月31日以前に着工され、その後増改築をしていない木造住宅
- ③ 耐震補強工事の場合、補強工事箇所が他の補助を受けないもの
- ④ 補助金の交付決定後に工事契約を行うもの
- ⑤ 市税等を滞納していないもの
- ⑥ 収入金額が以下もの
 - ・給与所得のみ……収入金額が1,442万円以下
 - ・その他の方……所得金額が1,200万円以下
- ⑦ 実績報告が令和2年2月までに提出されること

【注意】

- ・補強工事にあわせて行うリフォーム工費用は補助対象外
- ・建替え工事の補助は、既存住宅(附属物を含み)全て解体を行い、かつ建替え位置が従前の敷地にかかること

[2] 補助率

耐震補強工事(もしくは建替え)工事費の1/2以内(限度額100万円)

【例：工事費300万円の場合】
300万円 × 1/2 = 150万円 ⇒ 限度額 100万円

申請期限

申請期限……令和元年10月31日(木)

お問い合わせ

お問い合わせ先・申請先

飯山市役所 移住定住推進課 住宅係
電話 0269-62-3111 (内線252)